

東京湾再生のための行動計画（第二期）

中間評価報告書

幹事会用

平成 29 年 2 月
東京湾再生推進会議

目 次

I	はじめに.....	1
II	「東京湾再生のための行動計画（第二期）」の概要.....	2
	1. 背景.....	2
	2. 基本的な考え方.....	2
	3. 目標達成のための施策の推進.....	4
	4. 行動計画を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項.....	5
III	第1回中間評価について.....	6
	1. 目的.....	6
	2. 評価の対象.....	6
	3. 評価の対象期間.....	6
	4. 評価方法.....	6
	5. 評価についての考え方.....	6
	6. 評価の見方.....	6
IV	「東京湾再生のための行動計画（第二期）」第1回中間評価.....	7
	1. 陸域負荷削減対策.....	7
	2. 海域における環境改善対策.....	15
	3. 東京湾のモニタリング.....	22
	4. アピールポイントにおける取組.....	33
	5. 官民連携の推進.....	34
	6. 指標の評価.....	36
V	東京湾再生のための取組に関する外部意見.....	(P)
VI	まとめ.....	(P)

別表1 プロジェクト進捗状況一覧

別表2 アピールポイントにおける施策の実施状況

付録 指標に対する中間評価

I はじめに

東京湾再生推進会議は、平成 13 年 12 月の内閣官房都市再生本部による都市再生プロジェクト「海の再生」の決定を受け、同プロジェクトを東京湾において推進するため、関係省庁及び関係地方公共団体により平成 14 年 2 月に設立された。平成 15 年 3 月には、10 年間で実施すべき東京湾の水環境改善のための施策を「東京湾再生のための行動計画」としてとりまとめ、『快適に水遊びができ、多くの生物が生息する、親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふさわしい「東京湾」を創出する。』という目標が掲げられた。東京湾再生推進会議には「陸域対策分科会」、「海域対策分科会」、「モニタリング分科会」が設置されており、この 3 分科会を中心に「陸域からの汚濁負荷削減方策」、「海域における環境改善対策」、「東京湾の環境モニタリング」に関する各種取組が実施されている。これらの取組と並行し、平成 19 年 3 月及び平成 22 年 3 月には行動計画に対する中間評価を、平成 25 年 5 月には期末評価を実施した。平成 25 年の期末評価では、行動計画の達成状況を判断するための具体的指標「底層の溶存酸素量（DO）」については明らかな改善状況はないものの、化学的酸素要求量（COD）、窒素、りんが発生汚濁負荷量は着実に減少し、再生された浅場や干潟で生物の生息が確認される等、取組に対する一定の成果が認められたと結論づけた。

また平成 25 年 4 月には、海洋基本法に基づき計画された「海洋基本計画」において、沿岸域の総合的管理の推進に向けた施策の一つとして、東京湾等閉鎖性海域における海の再生のための行動計画の推進を図る旨が明記された。

これらを踏まえ、平成 25 年 5 月に策定されたのが「東京湾再生のための行動計画（第二期）」である。「陸域からの汚濁負荷削減方策」、「海域における環境改善対策」、「東京湾の環境モニタリング」といった従来の取組は継続しつつ、新たな取組として、企業や NPO 等の多様な主体で構成される「東京湾再生官民連携フォーラム」の設立、行動計画の新しい評価指標や手法の工夫といった内容が盛り込まれた。同行動計画を受けて平成 25 年 11 月には「東京湾再生官民連携フォーラム」が設立され、東京湾の再生に向け官と民が連携・協働して取り組む画期的な枠組みが構築された。「東京湾再生官民連携フォーラム」は、東京湾再生推進会議への初の政策提案として、平成 26 年 11 月に「新たな指標に関する提案」とその解説書を提出しており、同提案をもとに東京湾再生推進会議では平成 27 年 5 月に新たな 28 項目の評価指標を策定した。

本中間評価報告書では、「東京湾再生のための行動計画（第二期）」に基づく施策について、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間の実施状況とその評価・分析、今後の方針をとりまとめるとともに、上述した 28 項目の指標について評価を行った。

Ⅱ 「東京湾再生のための行動計画（第二期）」の概要

1. 背景

東京湾は、その流域や沿岸部に大都市を抱えており、陸からの大量の汚濁負荷の流入、沿岸部の埋立による干潟・浅場等の減少、また地形的な特性もあり、慢性的な富栄養化が問題となっている。慢性的な富栄養化は赤潮を生み、さらに赤潮は東京湾の底層に貧酸素水塊を発生させる要因となっている。特に夏季において、東京湾の底層は貧酸素水塊に覆われることが常態化しており、時には青潮の発生につながる。貧酸素水塊や青潮の発生は生物にとって過酷な生息環境をもたらす、生物の減少が更なる富栄養化をもたらすという負のスパイラルが生じている。

このような状況において、東京湾再生推進会議では、陸域からの汚濁負荷の削減、海域における海洋環境の改善といった対策を講じるとともに、東京湾の水環境の変遷をモニタリングしてきた。様々な対策により、水質は一時に比べ改善されつつあるものの、生物生息状況は必ずしも芳しいものといえず、その改善は一部に留まっているのが現状である。

2. 基本的な考え方

(1) 東京湾再生の意義

① 豊かな海の保全回復（共生する）

- 多様な生態系を取り戻すことにより、人及び生物にとって生きやすい湾を実現させるとともに、東京湾が持つ水環境の自然回復力を取り戻す。
- 干潟や藻場等の沿岸域生態系を保全・再生することにより、海洋中の炭素（ブルーカーボン）固定量を増やし、地球環境問題への貢献が期待される。

② 持続型社会の実現（食べる）

- かつて豊饒であった東京湾を豊かにし、東京湾の漁業生産を取りまく環境改善を図ることにより、日本の水産資源を維持・増大する。
- 東京湾の漁業の活性化を図り、「江戸前」のブランド化等水産物の高付加価値化や新たな商品開発等の6次産業化の流れを加速することにより、多様で国際競争力のある地域産業・雇用を創出するとともに、意欲ある若者が継続して漁業を担える社会を実現する。

③ 東京湾の文化の創生（遊ぶ）

- 東京湾の自然の中で生み出される固有の文化や遊びを復活・創造し、世界的に魅力ある東京湾を実現し、生活の質を高める。
- 東京湾の文化を観光資源につなげ、国内外の来訪者を増やし、新たな内需を創出する。

④ 人と海とのつながりの回復（癒す）

- 自然環境や自然体験は人々の人格形成に大きく寄与することに鑑み、子供のころからの海との触れあいや体験学習を行う機会を創出することにより、海への理解や関心、憧憬、感謝の心を育て、想像力及び創造力のある、海から未来を拓く人

材を育成する。

○人と海、人と人、人と地域とのつながりを取り戻し、ぬくもりのある社会を実現させる。

⑤ 新たなイノベーションや科学技術の発展（知財）

○豊かな湾の実現に向け、我が国の科学技術力を結集・創出することにより、課題解決に向けた新たなイノベーションや「知」の資産につなげるとともに、海の再生に係る科学技術分野を担う優れた人材を育成・確保する。

(2) 行動計画（第二期）の全体目標

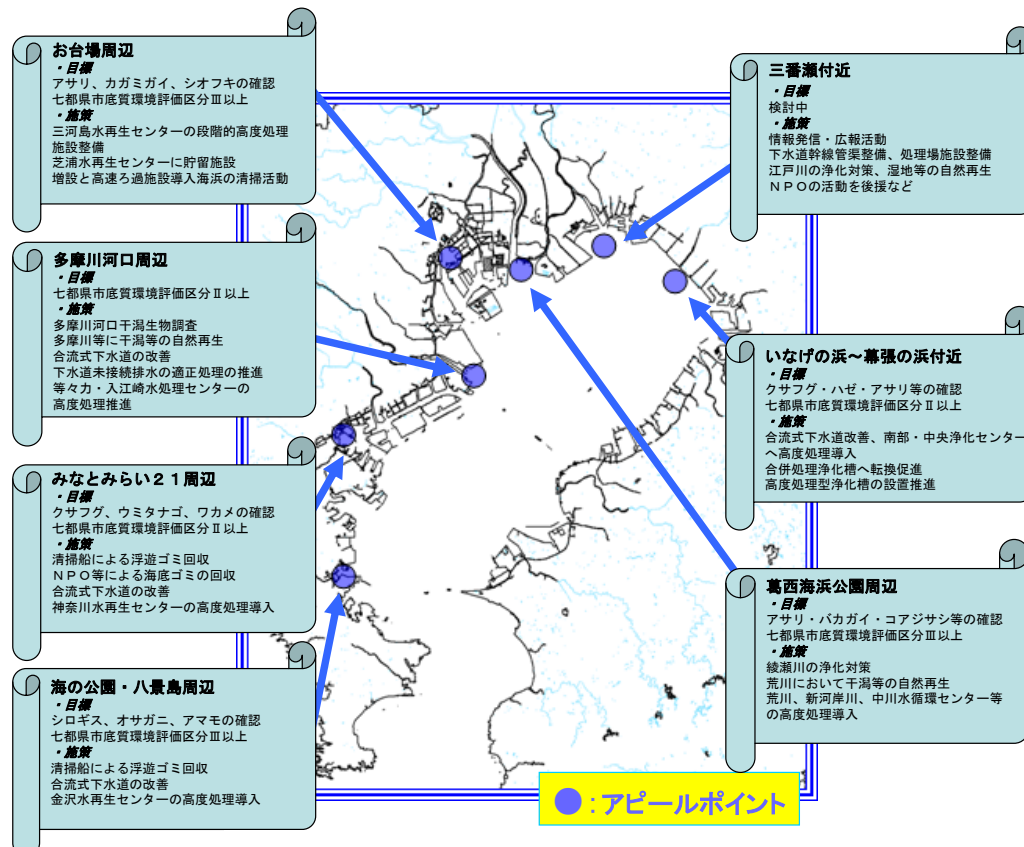
**快適に水遊びができ、「江戸前」をはじめ多くの生物が生息する、
親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふさわしい
「東京湾」を創出する。**

(3) 評価指標

定性的な目標をより定量的に示すとともに、水環境の改善状況や施策の進行状況を把握・評価するものとして、平成 27 年 5 月に策定した 28 項目の評価指標を用いる。評価指標の詳細及び各指標の評価については、「IV 6. 指標の評価」で述べる。

(4) アピールポイントの設定

東京湾沿岸部において、市民に分かりやすい場所であり、施策の効果を端的に評価できる場所として 7 海域のアピールポイントを設定し、ポイント毎に施策の効果を評価する。



(5) 計画期間の設定

計画期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とする。

3. 目標達成のための施策の推進

(1) 陸域負荷削減対策

① 陸域からの汚濁負荷削減のための総量削減計画の実施と効果的な事業施策の実施

陸域からの汚濁負荷削減のため、総量削減計画の着実な実施を図りながら、各事業施策を効率的に実施する。

② 污水处理施設の整備・普及及び高度処理の促進

污水处理の概成に向け、効率的に污水处理施設の整備普及を図るとともに、富栄養化防止のため高度処理の導入を促進する。また、雨天時における流出負荷の削減のため、合流式下水道の改善を積極的に行う。

③ 河川の浄化対策

河川浄化施設等の有機汚濁負荷対策に加え、水質浄化等にも資する湿地や河口干潟の再生を推進する。

④ 面源から発生する汚濁負荷の削減

貯留、浸透施設の設置等により雨水の流出を抑制し、汚濁負荷の削減を図る。また、面源負荷の削減を図るため、森林の整備・保全について、間伐の実施、多様な森林づくり等を実施する。

⑤ 浮遊ごみ等の回収

浮遊ごみ等の回収については、市民活動の取組を促進する。

(2) 海域における環境改善対策

① 貧酸素水塊や青潮の影響からの効果的な回避又は軽減を図るための取組

- ・ 貧酸素水塊の減少及び生物生息場の拡大等に資する干潟・浅場・藻場等の保全・再生・創出、覆砂等による底質改善、生物共生型護岸等の整備・改修、青潮の形成要因となる硫化物の発生場所の一つとされる深掘跡の埋め戻しを推進する。
- ・ 貧酸素水塊や青潮の発生メカニズムに対する更なる解明を進めるとともに、これらに係るモニタリング技術や緩和技術の開発を推進する。

② 底泥の除去や浮遊ゴミの回収等の実施

- ・ 運河等の湾奥部を中心とした堆積有機物をはじめとする底泥の除去（汚泥浚渫）等を効果的に推進する。
- ・ 海面を漂う浮遊ゴミ・油等の効率的な回収を進めるとともに、NPOや企業、漁業者等による海底ゴミの回収や海浜・干潟の清掃活動を推進する。

③ 低炭素・循環型社会の構築に向けた取組

- ・ 海藻等のバイオマスエネルギーの活用や底泥の浄化速度を向上させる技術開発等に向けた検討を実施するとともに、海洋における炭素固定（ブルーカーボン）の調査研究や再生可能エネルギーの利活用等を推進する。

④ 東京湾における漁業の活性化を図るための取組

- ・ 漁場環境の改善による水産資源の維持・増大を図り、資源情報の収集・管理を通して、漁業経営の安定化を推進する。

⑤ 海域環境改善に向けた活動の輪を広げるための取組

- ・ N P Oや企業、漁業者等による藻場等の造成を推進する。
- ・ 民間による護岸の津波・高潮対策等の整備若しくは改修を行う際に、生物環境への配慮に資する技術的支援や助言を行う。
- ・ 多様な者との連携・協働による海における環境教育、マリンレジャー、多様で豊かな恵みの啓発や情報発信等の機会の創出を推進するとともに、市民が海に親しみやすい環境の整備を図る。

(3) 東京湾のモニタリング

① 施策の評価に向けた取組方針

平成 20 年から実施している東京湾環境一斉調査については、継続して実施することとする。一斉調査における調査項目については、必要に応じて検討する。併せて、生物調査についても、調査生物種、調査方法及び評価方法について検討を行う。

② 各観測機関の役割

モニタリング分科会メンバーである、海上保安庁、国土交通省関東地方整備局、水産庁、環境省、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市それぞれにおいて個別に取組むべき施策を設定する。

③ 取組にあたっての留意点

今後の検討課題については、平成 19 年にモニタリング分科会に設置された有識者会議である「東京湾モニタリング研究会」等官民連携のもと十分な議論が行われる場を活用し、具体的な実施方法を模索する。

(4) 各アピールポイントにおける取組

施策による改善の効果を身近に感じてもらう場所として設定した 7 海域において、別表 2 に示すとおりの小目標に対する施策を実施する。

(5) 官民連携の推進

東京湾再生官民連携フォーラムの取組を推進する。

4. 行動計画を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 多様な関係者の連携・協働の強化

東京湾再生の取組について、東京湾再生官民連携フォーラムにおける検討・提案を踏まえ、施策に反映させるとともに、毎年、施策の実施状況についてフォローアップを実施する。

(2) 推進状況の把握と効果等の評価

3 年が経過した段階で、行動計画の評価を行い、進捗状況の把握、効果等の評価を実施する。

(3) 行動計画の見直し

必要に応じて見直しを実施する。

Ⅲ 第二期第1回中間評価について

1. 目的

3年間の取組状況を確認し、その分析・評価を行うことにより、行動計画の着実な実施を図り、効果的に東京湾再生を推進することを目的とする。

2. 評価の対象

(1) 評価の対象とする施策

「東京湾再生のための行動計画（第二期）」に記載されている施策及びプロジェクト一覧を評価する。

(2) 評価の対象とする指標

東京湾再生官民連携フォーラムによる政策提案を受けて策定した28項目の評価指標について、個別に評価する。

3. 評価の対象期間

平成25年度から平成27年度までの3年間を対象とする。

4. 評価方法

Ⅲ-2. (1)の項目については、「施策の実施状況」、「分析・評価」、「今後の取組」をとりまとめる。Ⅲ-2. (2)については、指標ごとに目標の達成状況の評価する。

5. 評価についての考え方

分析・評価に当たっては、基本的に以下の考え方に基づいて行う。

- 行動計画に数値目標が設定されている施策については、目標の3割の数値を評価目安とする。
- 行動計画に数値目標が設定されていない施策については、平成25年以前を基準とする、着実に実施できているかどうかを勘案する等、施策ごとに評価方法を検討し、評価する。
- 実施状況が十分でない場合には、改善策を検討し、今後の取組方針を記載する。
- 東京湾再生官民連携フォーラムへの意見照会を実施し、今後の取組に反映する。

6. 評価の見方

○—○ 施策項目又はプロジェクト名

「東京湾再生のための行動計画（第二期）」抜粋 又はプロジェクト概要

【施策の実施状況】

平成25年度から平成27年度までの施策の実施状況を記載

【実施状況の分析・評価】

施策の実施状況を踏まえた分析・評価を記載

【今後の取組について】

今後の取組方針を記載

IV 「東京湾再生のための行動計画」第1回中間評価

1. 陸域負荷削減対策

1-1. 陸域からの汚濁負荷削減のための総量削減計画の実施と効果的な事業施策の実施

東京湾における早急な水質改善を図るため、水質総量削減制度に基づき各都県が策定する総量削減計画の着実な実施及び事業場に対する総量規制基準の遵守の徹底等を図るとともに、流域単位において、関係機関等と連携のもと、高度処理、面源汚濁負荷対策等を含めた効率的、総合的な負荷削減の検討を行う。また、雨天時における汚濁負荷について、その把握とともに一層の削減対策を行う。

【施策の実施状況】

- COD、窒素及びりんを対象とした第7次水質総量削減（目標年度：平成26年度）を実施した。また、第7次総量削減計画の削減目標を着実に達成するため、一般住民向けのパンフレット配布等の啓発活動を実施したほか、第7次総量削減計画の実施状況をホームページで公表した。
 - 各関係機関においては、下水道等の高度処理を推進するとともに、河川の浄化対策、貯留・浸透施設の設置、森林の整備・保全等、複合的な対策を実施した。
 - 水質総量削減による汚濁負荷削減効果を把握するため、東京湾に流入するCOD、窒素及びりんの汚濁負荷量を毎年度算定（平成25～27年度）したほか、平成25年度から平成27年度の毎年度に各都県の総量削減計画に基づく規制対象事業場への立入指導・自主測定結果の報告徴収及びとりまとめを実施した（水質総量規制対象事業場に対する総量規制基準の遵守の徹底に伴う監視・指導）。
 - 平成31年度を目標年度とする第8次水質総量削減計画の策定に向け、汚濁負荷量データ解析等を実施し、平成26年9月に第8次水質総量削減の在り方について、中央環境審議会に諮問し、水環境部会総量削減委員会で検討を行い、平成27年12月に中央環境審議会の答申を得た。さらに、平成27年12月に水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定について、中央環境審議会に諮問し、水部会総量規制基準専門委員会で検討を開始した。
 - 生産性と調和しつつ環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業を推進した（4都県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のエコファーマー[※]の累積新規認定件数：平成24年度末12,739件、平成27年度末14,005件）。
- ※ エコファーマー：「持続農業法」に基づき土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者の愛称。
- 雨天時における汚濁負荷については、「1-2-3.雨天時における流出負荷の削減」を参照されたい。

【実施状況の分析・評価】

- 第7次総量削減計画に基づく陸域汚濁負荷削減のための各種施策の実施により、基準年度である平成21年度末から目標年度である平成26年度末までの5ヶ年で、CODは20トン/日、窒素は15トン/日、りんは0.6トン/日減少し、汚濁負荷

量の削減が進んでいる。しかしながら、りんについては、削減目標量に0.2トン／日届かず達成には至らなかった。

- 東京湾におけるCOD、窒素及びりんの環境基準の達成率は十分な状況になく、赤潮、貧酸素水塊といった富栄養化に伴う問題が依然として発生していることから、総合的な水質改善対策を一層推進する必要がある。

【今後の取組について】

- 平成28年9月までに、水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定について、中央環境審議会から答申を得て、告示を改正する。また、公害対策会議の議を経て第8次総量削減基本方針を策定する。
- 関係都県が策定する総量削減計画について、総量削減基本方針に基づき、関係都府県と内容の調整を図るとともに、平成29年6月に関係都県が総量削減計画を策定・公表できるよう、関係省庁と協議を実施し、円滑に第8次水質総量削減に移行する。
- これまでの取組を継続することを基本としつつ、引き続き東京湾においては、さらに水環境改善を進める必要があることから、第8次水質総量削減を推進し、総量削減対象事業場に対する総量規制基準による規制や監視・指導等（規制対象事業場への立入指導・自主測定結果の報告徴収及びとりまとめ等）を引き続き実施するとともに、下水道、浄化槽等の汚水処理施設の整備・高度処理の推進、小規模事業場や農業等に対する削減指導の実施等、総合的な汚濁負荷削減対策により水環境の改善、平成31年度の削減目標量の達成に向けて取組んでいく。特にりんについては、第7次水質総量削減において削減目標量の達成に至らなかったことから、目標達成に向けた取組を確実に推進する。
- 水質総量削減による汚濁負荷量の削減効果を把握するため、東京湾に流入するCOD、窒素及びりんの汚濁負荷量等を算定する。また、総量削減計画の実施状況をホームページで公表する。
- 引き続き、生産性と調和しつつ環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業を推進する。

1-2. 汚水処理施設の整備・普及及び高度処理の促進

1-2-1. 汚水処理施設の整備

汚水処理施設の整備については、都道府県構想や生活排水処理基本計画等に基づき、効率的に実施する。また、それら計画は社会情勢等の変化に応じて定期的に見直しを行う。

【施策の実施状況】

- 都道府県構想や生活排水処理基本計画等における役割分担に基づき、効率的に汚水処理施設の整備を実施した。
- 汚水処理施設整備については、将来の人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、平成26年1月に、国土交通省、農林水産省、環境省が連携し、作成・公表した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき、今後10年程度を目途に汚水処理の概成に向けて、都道府県構想や生活排水処理基本計画等とアクションプランを策定し、未普及地域の解消を目指すこととし、各都県におい

て策定に着手した。

- 都道府県構想や生活排水処理基本計画等の進捗状況を評価するため、汚水処理人口普及率の算定を毎年度実施した。

【実施状況の分析・評価】

- 東京湾流域における汚水処理人口普及率^{※1}は、平成 27 年度末では 96.1%となり、3 年間で 0.8 ポイント増加した（平成 25～27 年度）。一方、全国の汚水処理人口普及率^{※2}は、平成 27 年度末では 89.9%となり、3 年間で 1.8 ポイントの増加となっており、汚水処理人口普及率は上回っているが、増加ポイントは下回っている。
- 東京湾流域における中小市町村（人口 5 万人未満）での汚水処理人口普及率^{※1}は、平成 27 年度末では 74.2%となり、3 年間で 3.6 ポイント増加した（平成 25～27 年度）。一方、全国の中小市町村（人口 5 万人未満）での汚水処理人口普及率^{※2}は、平成 27 年度末では 77.5%となり、3 年間で 3.1 ポイントの増加となっており、汚水処理人口普及率は下回っているものの、増加ポイントは上回っている。
- 各都県においては、都道府県構想や生活排水処理基本計画等とアクションプランの策定に着手しており、効率的な汚水処理施設の整備に向けた取組みが行われている。
※ 1 東京湾流域における汚水処理人口普及率：東京湾流域を含む市町村の合計値。
※ 2 全国の汚水処理人口普及率：東日本大震災の影響により、福島県を除く。

【今後の取組について】

- 東京湾の水質改善のためには、より早期に流入負荷の削減対策を講じ、流入負荷の蓄積を抑制することが重要であるため、今後とも汚水処理施設の整備を効率的に実施する。
- 今後 10 年程度を目途に汚水処理の概成に向けて、引き続き都道府県構想や生活排水処理基本計画等の見直しを実施する。
- 都道府県構想や生活排水処理基本計画等の進捗状況を評価するため、汚水処理人口普及率の算定を毎年度実施する。

1-2-2. 下水道

下水道においては、東京湾流域別下水道整備総合計画に関する基本方針に基づいた各都県における流域別下水道整備総合計画等に従い、中小市町村での普及促進、高度処理の促進、合流式下水道改善等を積極的に行う。なお、高度処理の促進は、東京湾の水質改善には不可欠であり、施設の部分改造による早期水質改善を図る等、強力に整備推進を図る。

【施策の実施状況】

- 高度処理の導入を推進するとともに、部分的な施設・設備の改造等により可能な限り早期に処理水質の向上を図る段階的・高度処理の導入を図り、9 箇所での処理場で新たに高度処理の供用を開始した（平成 25～27 年度）。
- 段階的・高度処理の導入に向け、「既存施設を活用した段階的・高度処理の普及ガイドライン（案）（平成 27 年 7 月）」を示した。また、情報共有を進め普及促進を図るため、「既存ストックを活用した段階的・高度処理に係るナレッジ共有会議」、「東京湾流域

における段階的・高度処理の普及促進連絡会」を開催した。

- 合流式下水道の改善については、「1-2-3. 雨天時における流出負荷の削減」を参照されたい。

【実施状況の分析・評価】

- 東京湾流域*における下水道処理人口普及率は、平成 27 年度末では 92.2%となり、3 年間で 0.9 ポイント増加した（平成 25～27 年度）。
- 東京湾流域*における中小市町村（人口 5 万人未満）での下水道処理人口普及率は、平成 27 年度末では 47.6%となり、3 年間で 2.2 ポイント増加した（平成 25～27 年度）。
- 高度処理実施率は、平成 27 年度末で、窒素又はりん除去率+窒素及びりんの同時除去率において、約 39%となっている。一方、平成 27 年度末で、窒素及びりんの同時除去率は、約 22%となっており、ともに着実に向上している。

※ 東京湾流域における汚水処理人口普及率：東京湾流域を含む市町村の合計値。

【今後の取組について】

- 高度処理を一部供用開始している処理場においては、高度処理実施率の向上を一層図るとともに、まだ高度処理を実施していない処理場においては、段階的・高度処理も含め、高度処理を計画的かつ着実に推進する。
- 既存ストックを活用した段階的・高度処理に係るナレッジ共有会議等を引き続き実施し、取組事例の紹介など技術情報の共有等を図る。

1-2-3. 雨天時における流出負荷の削減

合流式下水道からの雨天時未処理放流水による放流先での水質の悪化を防ぐため、策定した合流式下水道の改善計画に基づき、中小規模の都市では平成 25 年度末までに、大規模の都市では平成 35 年度末までに、以下のような目標を達成するため、重点的に改善事業（ろ過スクリーン設置、貯留施設、消毒施設整備等）を実施していく。

<施策内容>

- 合流式下水道から排出されるBOD汚濁負荷量を分流式下水道以下にする。
- 自然吐きやポンプ施設における全ての吐口において越流回数を少なくとも半減する。
- 原則として、自然吐きやポンプ施設における全ての吐口において夾雑物の流出防止を実施する。

【施策の実施状況】

- 合流式下水道を採用している自治体は、必要な改善対策を実施し、37 都市・団体中、34 都市・団体において対策が完了した。
- 合流式下水道の雨水の影響が大きいときの放流水の水質の技術上の基準の遵守を確認するため、水質検査を年 1 回以上適正に実施した。

【実施状況の分析・評価】

- 平成 25 年度末までに、下水道法施行令に基づく必要な改善対策を終えることとなっている自治体は 100%完了したほか、一部の大規模の都市においても完了しており、

平成 27 年度末時点で合流式下水道改善率は東京湾流域において約 80%となり、3 年間で 12 ポイント増加した（平成 25～27 年度）。

- 合流改善計画期間が終了した自治体においては、順次、各施策内容の目標（排出する汚濁負荷量を分流式下水道以下、越流回数を半減および夾雑物の流出防止）の達成に関する事後評価及び結果の公表に取り組んでいる。

【今後の取組について】

- 平成 35 年度末までに対策を完了すべき大規模の都市においては、引き続き改善計画に基づく合流式下水道の改善事業を実施するとともに、その進捗状況等を評価するなど、着実に推進する。
- 合流式下水道の雨水の影響が大きいときの、放流水質の技術上の基準の遵守を確認するため、引き続き水質検査を実施する。

1-2-4. 農業集落排水施設

農業集落排水施設について、上流部に位置する農村地域の水質改善を図り、陸域から東京湾への汚濁負荷削減に資するため、未整備地域の整備を促進するとともに、老朽化施設の更新整備や高度処理の導入の促進が一層図られるよう、関係機関の連携のもと進めていく。

【施策の実施状況】

- 農業集落排水施設の整備として、3 年間で 2 箇所が整備された（平成 25～27 年度）。
（平成 24 年度末 126 箇所 → 平成 27 年度末 128 箇所）
- 老朽化施設の更新整備として、6 箇所を着工された（平成 25～27 年度）。
（平成 24 年度末 7 箇所 → 平成 27 年度末 13 箇所）
- 高度処理の導入として、1 箇所を導入された（平成 25～27 年度）。
（平成 24 年度末 26 箇所/119 箇所中 → 平成 27 年度末 27 箇所/120 箇所中）

【実施状況の分析・評価】

- 東京湾流域において農業集落排水施設の整備済み人口の伸び率は、この 3 年間で 1%（7.3 万人（平成 24 年度末）→7.4 万人（平成 27 年度末））となっている。この間、全国の伸び率は-4%（343 万人→329 万人）^{※1、※2}となっている。
 - ※1 東日本大震災の影響により、福島県を除く。
 - ※2 下水道への接続等により、農業集落排水施設整備済み人口が減少することがある。
- 適切な汚水処理機能の維持のため、老朽化施設の更新整備が着実に推進されている。
- 処理水質の改善のための高度処理の導入についても、着実に推進されている。

【今後の取組について】

- 東京湾の水質改善に向け、今後とも農業集落排水施設の普及、更新整備及び高度処理の導入について、関係自治体と連携して推進する。

1-2-5. 浄化槽

浄化槽については、住民意識を高めるほか、市町村が主体となって浄化槽の整備・維持管理を行う事業を積極的に活用し、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、窒素又はりん除去性能を有する高度処理型浄化槽の整備の促進を図る。

【施策の実施状況】

- 東京湾流域においては、平成 24 年度末までに全体で約 475 千基の合併処理浄化槽が設置され、その後約 36 千基増加した（平成 25～27 年度）。
- 合併処理浄化槽の転換に伴う単独処理浄化槽の撤去について、撤去費の国庫補助を引き続き実施した。
- 市町村が主体となって浄化槽の設置や維持管理を行う市町村設置型事業について、市町村の負担を軽減するための補助を引き続き実施した。
- 高度処理型浄化槽については、東京湾流域において、平成 24 年度末までに全体で約 50 千基が設置され、その後約 26 千基増加した（平成 25～27 年度）。
- 平成 22 年度から平成 27 年度まで低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業を実施し、省エネ浄化槽の整備及び単独処理浄化槽からの転換を行った。
- 適正な維持管理を実施し、浄化槽の機能を最大限に発揮させ、悪臭・水質汚濁等を未然に防ぎ、生活環境の保全を図るため、浄化槽講習会等を実施し、市民の啓発に努めている。

【実施状況の分析・評価】

- 東京湾における合併処理浄化槽の増加率は、1.08 倍（平成 24 年度末～平成 27 年度末）であり、全国の増加率 1.08 倍と同等であり、高度処理型浄化槽も含め着実に整備が進められている。
- 東京湾流域における浄化槽設置については、継続的に事業が行われている点に加え、低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業も継続実施されたことにより、省エネ型浄化槽の設置が促進されている。
- ホームページ、浄化槽講習会等により、浄化槽の適正な維持管理に対して、住民意識の向上が図られている。

【今後の取組について】

- 浄化槽の整備については、支援措置の充実・強化が図られており、引き続き、ホームページ、浄化槽講習会等により、住民意識を高めるほか、市町村が主体となって浄化槽の整備・維持管理を行う事業を積極的に活用するなど、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や高度処理型浄化槽の整備の促進を図る。

1-3. 河川の浄化対策

河川の浄化対策については、河川直接浄化施設による浄化、浚渫等の有機汚濁対策に加え、水質浄化等にも資する湿地や河口干潟再生等の自然再生を、当該河川関係住民の意見を踏まえた河川整備計画に基づき、積極的に推進する。

【施策の実施状況】

- 河川直接浄化施設による浄化、浄化用水の導入、浚渫等の有機汚濁対策として、平成 25 年度 7 河川、平成 26 年度 7 河川、平成 27 年度 7 河川で河川浄化を実施した。
- 浚渫による有機汚濁対策として、平成 25 年度 16 河川、平成 26 年度 14 河川、平成 27 年度 10 河川で浚渫を実施した。
- 湿地や河口干潟の再生による栄養塩の削減の推進として、平成 26 年度 1 河川、平成 27 年度 2 河川で干潟再生を実施した。

【実施状況の分析・評価】

- 東京湾に流入する有機汚濁及び窒素・りん等の削減に寄与する、河川浄化や浚渫、干潟再生の取組が着実に実施されている。

【今後の取組について】

- 今後も、河川浄化施設については適切な稼働等を推進するとともに、浚渫、干潟再生についても東京湾流域において継続的に実施していく。

1-4. 面源から発生する汚濁負荷の削減

1-4-1. 貯留・浸透施設の設置

面源から発生する汚濁負荷の削減を行うため、流出する負荷を浄化するだけでなく、貯留・浸透施設の設置等により雨水の流出を抑制し、汚濁負荷の削減を図る。

【施策の実施状況】

- 雨水浸透ますの設置の促進や、公共下水道整備による雨水浸透ます・浸透トレンチ・浸透マンホールの設置を実施した。
- 雨水浸透ますの設置数は約 77 千個である（平成 25～27 年度）。

【実施状況の分析・評価】

- 雨水浸透ますは、約 77 千個設置され、面源からの汚濁負荷削減に寄与している。

【今後の取組について】

- 今後も、汚濁負荷削減のため貯留・浸透施設の設置に積極的に取組む。

1-4-2. 森林の整備・保全

4 都県の育成林において、水質浄化等にも資するため、適切な間伐の実施、複層林の造成など多様な森林の整備を進め、樹木の健全な成長や下層植生の繁茂を促すとともに、林地を保全するための施設の整備等を推進する。

【施策の実施状況】

- 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき間伐を実施（平成 25～26 年度までの間伐面積 13 千 ha（民有林））するとともに、複層林化、広葉樹林化など多様な森林の整備を行った。また、国有林においても、間伐等の森林整備を着実

に実施した（平成 25～27 年度の間伐等面積：1 千 ha）。

- 荒廃地の復旧や機能の低下した保安林の整備等を実施した（平成 25～27 年度：154 カ所）。
- 保安林の計画的な指定及び適切な管理を推進した（保安林面積：平成 24 年度末：137 千 ha、平成 27 年度末：138 千 ha）。

【実施状況の分析・評価】

- 水源の涵養や土砂の流出・崩壊の防止等、森林の持つ公益的機能の発揮の上で特に重要な森林を保安林に指定し、土地の形質の変更等を制限するとともに、その機能を十分に発揮させるため、荒廃地の復旧や間伐等の森林整備の重点的实施により、面源からの汚濁負荷削減に寄与している。
- また、森林は成長や状態に応じ適切な施業の実施が不可欠であり、森林の整備・保全の諸施策が継続的に実施されている。
- 一方で、間伐が進みにくい条件の不利な森林など、手入れが行き届いていない人工林も残されているため、更なる間伐等の対策の推進が必要である。
- なお、地球温暖化対策に向け、京都議定書第 2 約束期間における吸収源目標（1990 年度総排出量比 3.5%）の達成のため、平成 25 年度から平成 32 年度において年平均 52 万 ha の間伐に取り組んでいるところである。

【今後の取組について】

- 今後も、多様で健全な森林の整備・保全等を着実に推進するとともに、公益的機能の発揮の上で特に重要な森林について保安林の指定、荒廃地の復旧等を進め、面源からの汚濁負荷削減に寄与する。
- また、地球温暖化対策については、平成 28 年度以降についても森林吸収量 3.5%の確保を目指し、取組を進めることとしている。

1-5. 浮遊ゴミ等の回収

景観等の観点から行う浮遊ごみ等の回収については、流域全体の取組が有効なことから、流域に住む住民の協力が重要であり、公的主体のみでなく、市民活動の取組を促進する必要がある。

【施策の実施状況】

市民とともに清掃活動を実施した例は以下のとおりである。

- 埼玉県では、河川愛護意識の一層の高揚と良好な河川環境の維持・保全に資することを目的に、県管理河川においてボランティアで河川の美化活動を実施する自治会や愛護団体等に対して「川の国広援団美化活動団体」への登録制度を設けて、その活動を支援している。平成 27 年度末における登録団体数は 382 団体となっている。
- さいたま市では、綾瀬川において市民参加による清掃活動を実施し、1,220kg のごみを回収した（平成 25～27 年度）。また、市が管理する河川・遊水地・公園内の水辺等について自治会、企業、市民団体等が環境美化活動等を行い、市がこれを支援する制度として、「さいたま市水辺のサポート制度」を策定した。平成 27 年度末における参加団体は 8 団体となっている。

- 横浜市では、地域有志により構成された水辺愛護会が河川、せせらぎ緑道などの美化活動等を行い、市は活動の規模や内容に応じて、補助金の交付等の支援を行った（平成25～27年度）。

【実施状況の分析・評価】

- 市民の水辺愛護意識の向上や良好な水辺環境の維持・保全に向けて、市民とともに清掃活動を実施し、ごみの回収が行われている。地域住民の活動により、より細微にわたる清掃が可能となるほか、行政経費の低減にも寄与していると考えられることから、ごみ等の回収に対し、流域に住む住民の協力は重要であり、市民参加型の取組が進展しており、評価できる。

【今後の取組について】

- 今後も、市民参加型のごみ回収等の取組を更に広げる。

2. 海域における環境改善対策

2-1. 貧酸素水塊や青潮の影響からの効果的な回避又は軽減を図るための取組

貧酸素水塊の減少及び生物生息場の拡大等に資する干潟・浅場・藻場等の保全・再生・創出、覆砂等による底質改善、生物付着の促進や生物生息場の創出を目指した生物共生型護岸等の整備・改修、青潮の形成要因となる硫化物の発生場所の一つとされる深掘跡の埋め戻しを推進する。

【施策の実施状況】

- 千葉県富津沖において、陸上建設発生土を有効活用した窪地の埋戻し及び覆砂による浅場造成（約81ha）を実施するとともに、モニタリング（工事中の水質調査、底質・底生生物調査等）を実施した（平成25～27年度）。
- 東京湾奥部において、漁業者による山砂を活用した覆砂（3,021m³）の活動を千葉県が支援した（平成25～27年度）。
- 千葉港及び湾奥部において、深掘り跡の埋め戻し（約2,000万m³）を実施した（平成25～27年度）。
- 東京港野鳥公園において、干潟拡張工事に向けた調査・設計を実施した。
- 東京港中央防波堤沖において、平成18年度から平成23年度に造成した磯浜（3.0ha）のモニタリングを実施した（平成23～26年度）。
- 東京港勝島運河において、覆砂に向けた調査を実施した。
- 横浜港の自動車道護岸沿いの水域（35m²）において、蛇籠設置と厚さ30cmほどの覆砂を行い、水質浄化、生物生息環境の改善が期待できるアマモを植え付け、水辺の生物の生息環境を確保するための実験場を設置した。アマモや生物の増減等のモニタリングを実施した。
- 横須賀港追浜地区において、海とふれあう場の創出や良好な海辺環境の保全・再生のため、港湾工事から発生した浚渫土砂等を有効利用した浅海域（干潟）の整備に向け、横須賀港浅海域保全・再生研究会の開催（平成24～25年度）や地元町内会・企業・市民団体・漁業関係者等との意見交換会、地元住民への説明会、整備前の環境調査（平成27年度）を実施した。

- 関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所構内に整備された干潟・磯場実験施設「潮彩の渚」において、実証実験、モニタリング等を実施した。

【実施状況の分析・評価】

- 千葉県富津沖の浅場造成により、底生生物や魚類等多様な生物の生息が確認されており、自然環境の再生効果が見られた。
- 東京湾奥部における山砂を活用した覆砂について、漁業者が深浅測量を実施し、地盤の嵩上げが維持されていることが確認された。また、覆砂実施場所での青潮による漁業被害の軽減効果が確認された。
- 千葉港及び湾奥部に存在する深掘り跡の埋め戻しにより生物の蝟集効果が認められた。
- 東京港野鳥公園において、干潟拡張工事に向けて取組が進んでいる。
- 東京港中央防波堤沖の磯浜におけるモニタリングにより、多様な水生生物が生息していることが確認された。
- 東京港勝島運河において、覆砂に向けて取組が進んでいる。
- 横浜港における蛇籠設置、覆砂、アマモの植え付けにより生物出現種数の増加、夏季のDO低下の抑制等の効果が確認された。
- 横須賀港において、浚渫土砂等を有効利用した浅海域（干潟）の整備の実施に向けた検討を進め、基本的な整備内容について関係者・関係機関と協定を締結した。
- 「潮彩の渚」におけるモニタリング等により、生物の付着・生息が193種確認されており、多様な生物の生息場として安定した環境の形成に寄与することが確認された。

【今後の取組について】

- 干潟・浅場等の保全・再生に向けた施策を引き続き推進するとともに、干潟等がもつ水質浄化機能効果の検証及び機能向上の検討を行う。
- 東京湾奥部において、今後も漁業者により浚渫土砂や山砂を活用した覆砂が実施される予定である。
- 千葉港及び湾奥部において、漁場造成の一環として引き続き深掘り跡の埋め戻しを推進する。
- 東京港勝島運河において、覆砂の実施を予定している。
- 横浜港において、覆砂やアマモの流出防止対策の検討を行う。
- 横須賀港において、浚渫土砂等を有効利用した浅海域（干潟）の整備内容の詳細を検討し、整備に着手する。また、整備後の利活用や管理等についての検討、関係者及び関係機関との協議調整を行う。
- 生物共生型港湾構造物の整備・改修に向けた取組を引き続き推進する。

貧酸素水塊や青潮の発生メカニズムに対する更なる解明を進めるとともに、これらに係るモニタリング技術や緩和技術の開発を推進する。

【施策の実施状況】

- 貧酸素化緩和技術等による環境への影響を予測するため東京湾の流況・水質シミュレーションモデルの構築及び入力パラメータ等の妥当性の評価を実施した。

- 千葉県が貧酸素水塊の分布予測情報の提供、貧酸素水塊の漁業資源への影響調査を実施した。また、漁業者が水質のモニタリング調査を実施した。

【実施状況の分析・評価】

- 東京湾の流況・水質シミュレーションにおいて、概ね高い精度で流況、水質等の再現ができており、貧酸素化緩和技術の検討が進捗した。
- 東京湾貧酸素水塊分布予測システムを運用して6時間毎（1日4回）に貧酸素水塊の分布を予測し、情報をホームページで提供することにより、漁業者の漁場利用の効率化を図った。また、漁業者によるモニタリング調査結果については、貧酸素水塊分布予測にも活用した。

【今後の取組について】

- 東京湾の流況・水質シミュレーションにおいて、湾外からの低温・高塩分の水塊の侵入による影響、青潮発生も含めたシミュレーションモデルの精度の向上に取り組む。
- より精度の高い貧酸素水塊の分布予測や青潮被害軽減シミュレーションシステムの開発に取り組む。

2-2. 底泥の除去や浮遊ゴミの回収等の実施

これまでに堆積した有機物の除去対策及び堆積した有機物からの硫化物等の溶出防止対策として、運河等の湾奥部を中心とした堆積有機物をはじめとする底泥の除去（汚泥浚渫）等を効果的に推進する。

【施策の実施状況】

- 漁業者が盤洲干潟で実施したアオサ等藻類の除去活動を支援した（平成25～27年度）。平成27年度は254トンのアオサ等藻類が回収された。
- 東京港において、汚泥浚渫（9万m³）を実施した（平成25～27年度）。

【実施状況の分析・評価】

- アオサ等藻類の除去活動により、干潟への堆積・腐敗を未然に防ぎ、干潟の二枚貝資源への影響の軽減を図った。
- 東京港における汚泥浚渫により、底泥から溶出する汚濁物質の低減を図った。

【今後の取組について】

- アオサ等藻類の除去活動を継続して実施し、二枚貝資源への影響を防ぐ。
- 東京港において、底泥から溶出する汚濁物質の低減を図るため、引き続き、汚泥浚渫を実施する。

海面を漂う浮遊ゴミ・油等については、親水空間への漂着による景観及び快適性の観点や水質改善の観点から、効率的な回収を進める。

【施策の実施状況】

- 国土交通省が所有する清掃兼油回収船「べいくりん」により、浮遊ゴミ（551m³）の回収を実施した。また、海洋短波レーダーを活用した浮遊ゴミの回収システムによ

り「べいくりん」の回収エリア、航行ルートを決める際の基本情報として活用している（平成25～27年度）。

- 千葉港及び木更津港において、千葉県の所有する清掃船により海面浮遊じん芥等（7,786m³）の回収を実施した（平成25～27年度）。
- 千葉県の河口域に滞留している流竹木等が海に流出するとノリ養殖や漁船の航行の妨げになるため、河口域の流竹木（2.54トン）の回収を実施した（平成25～27年度）。
- 東京湾海域はノリ養殖が盛んである一方で航行船舶や周辺工場地帯からの油流出被害の危険にさらされていることから、漁業者が漁業被害の未然防止を目的として実施するノリ漁場の油濁監視活動を支援した（平成25～27年度）。
- 東京港において、清掃船により浮遊ゴミ（7,729m³）の回収を実施した（平成25～27年度）。
- 横浜港において、清掃船により浮遊ゴミ・油（5,626M/T）の回収を実施した（平成25～27年度）。
- 川崎港において、清掃船により浮遊ゴミ（1,210m³）の回収を実施した（平成25～27年度）。
- 横須賀港において、漂着ゴミ等（155,359kg）の回収を実施した（平成25～27年度）。

【実施状況の分析・評価】

- 湾内の一般海域・港湾区域内において、国土交通省および港湾管理者が所有する清掃船等により浮遊ゴミ・油等の回収を行っており、親水空間の景観及び快適性の向上や水質改善に向けた取組を着実に実施している。
- 海洋短波レーダーを活用した浮遊ゴミの回収システムにより効率的な回収を実施している。
- 千葉県河口域での流竹木の回収やノリ漁場の油濁監視により、漁業被害の軽減が図られた。流竹木が原因となった大きな被害の発生はなかった。

【今後の取組について】

- 親水空間の景観及び快適性の向上や海域における水質改善のため、引き続き、清掃船等による浮遊ゴミ・油等の回収を実施する。
- 清掃兼油回収船「べいくりん」においては、引き続き、海洋短波レーダーを活用した回収システムを利用し、効率的な浮遊ゴミの回収を実施する。
- 引き続き、河口域の流竹木の回収及びノリ漁場の油濁監視を実施し、漁場への被害の防止に努める。

NPOや企業、漁業者等による海底ゴミの回収や海浜・干潟の清掃活動を推進する。

【施策の実施状況】

- 国、自治体と市民等により、東京湾クリーンアップ大作戦などの清掃活動を行っている。
- 千葉県木更津市内の干潟及び富津岬の海岸線において、漁業者が海浜・干潟の清掃活動を実施し、4,530kgのゴミ等を回収した（平成25～27年度）。
- 東京港お台場海浜公園、城南島海浜公園において海浜清掃を実施し、5,403人の参加者により7.2トンのゴミを回収した（平成25～27年度）。

- 横浜港山下公園前面水域において海底の清掃を実施し、346人の参加者により3,500kgのゴミを回収した（平成25～27年度）。
- 横須賀港走水海浜地において、平成25年度に海浜清掃を実施し、264人の参加者により150kgのゴミを回収した（平成26年度、平成27年度は荒天により中止）。

【実施状況の分析・評価】

- 東京湾各地において、多くのNPOや企業、漁業者等が参加して清掃活動が継続的に実施されている。

【今後の取組について】

- 引き続き、NPOや企業、漁業者等による海底ゴミの回収や海浜・干潟の清掃活動を推進する。

2-3. 低炭素・循環型社会の構築に向けた取組

東京湾における資源の有効活用を図るため、海藻等のバイオマスエネルギーの活用や底泥の浄化速度を向上させる技術開発等に向けた検討を実施していく。
地球温暖化対策の観点から海洋における炭素固定（ブルーカーボン）の調査研究や再生可能エネルギーの利活用等についても、より一層推進する。

【施策の実施状況】

- ブルーカーボンに関する定量評価の確立に向け、CO₂吸収効果の計測手法に関する調査研究、気候変動の緩和機能と減災機能の便益算定法の検討、各港湾整備事業による緩和機能と減災機能評価法の検討を実施した。
- 有識者等・関係者による委員会を開催し、「港湾における洋上風力発電施設の技術ガイドライン（案）」を策定し、平成27年3月に公表した。
- 横浜ブルーカーボン事業によるカーボン・オフセット制度の導入を目指し、社会実験を実施した。シンポジウムや啓発イベントを開催した。

【実施状況の分析・評価】

- ブルーカーボンの調査研究や港湾における洋上風力発電施設の円滑な導入に向けた取組を着実に実施している。
- 横浜市独自のカーボン・オフセット制度の導入やブルーカーボンの啓発に向けた取組が進んでいる。

【今後の取組について】

- 平成28年5月に港湾法が改正（7月1日施行）され、港湾区域等を占有する者を公募により決定する手続き（占有公募制度）を創設した。当該制度の的確な運用を図るため、「港湾における洋上風力発電の占有公募制度の運用指針」を策定し、改正港湾法の施行に合わせて公表した。今後、当該制度の的確な運用に向け、同制度を充実・深化していく。
- 平成28年度に（一財）みなと総合研究財団等により設立された「ブルーカーボン研究会」に国土交通省、水産庁等が連携して協力していく。

- 引き続き、ブルーカーボンの調査研究や再生可能エネルギーの利活用等に係る検討を実施する。

2-4. 東京湾における漁業の活性化を図るための取組

漁場環境の改善による水産資源の維持・増大を図り、資源情報の収集・管理を通して、漁業経営の安定化を推進する。

【施策の実施状況】

- 千葉県三番瀬から盤洲干潟、富津干潟において、漁業者が実施する干潟の保全に係る活動（覆砂、耕うん、カイヤドリウミグモやツメタガイ等の有害生物の駆除）を支援した（平成25～27年度）。

【実施状況の分析・評価】

- 漁業者による干潟の保全に係る活動により一定の効果は認められるものの、依然としてアサリ資源量は低調であることから、引き続き、漁場環境の改善への取組を継続することが必要である。

【今後の取組について】

- 引き続き、漁業者の干潟の保全に係る活動を支援し、アサリ等の二枚貝資源の増大に取組む。

2-5. 海域環境改善に向けた活動の輪を広げるための取組

NPOや企業、漁業者等による藻場等の造成を推進する。

【施策の実施状況】

- 横浜港の公共水域を民間企業に開放し、NPO、漁業者等と連携したアマモ場造成に関する活動（UMIプロジェクト）を実施した。
- 漁業者と千葉県が協力し、藻場（アラメ・カジメ）の保全に係る活動（母藻の設置、食害生物の駆除等）を実施した（平成27年度）。

【実施状況の分析・評価】

- UMIプロジェクトに多くのNPOや企業、漁業者等が参加するとともに、アマモ場の分布範囲が広がりを見せており、数年にわたる移植・播種の成果が現れている。
- 千葉県において、平成27年度に藻場消失の状況や食害生物の生息密度の調査を開始するなど、藻場の保全に向けた取組が推進している。

【今後の取組について】

- UMIプロジェクトを継続するとともに新たな実施場所の検討を行う。
- 漁業者と千葉県が協力して藻場消失の実態調査を行い、藻場の保全に係る効果的な対策を講じる。

民間の護岸所有者が護岸の津波・高潮対策や耐震強化又は液状化対策等の整備若しくは改修を行うに際し、生物環境への配慮に資する技術的支援や助言を行う。

【施策の実施状況】

- 生物共生型港湾構造物の整備・改修の検討にあたり事業者が技術資料として活用できるよう、平成26年7月に「生物共生型港湾構造物の整備に関する技術的ガイドライン」を策定・公表した。

【実施状況の分析・評価】

- 護岸等を所有する民間企業など多様な主体において、「生物共生型港湾構造物の整備に関する技術的ガイドライン」を活用して、生物共生型港湾構造物の整備を検討することが可能となった。

【今後の取組について】

- 引き続き、生物共生型港湾構造物の整備が促進されるよう技術的支援や助言を実施する。

多様な者との連携・協働による海における環境教育や体験学習、マリンレジャー、関連イベント、「江戸前」をはじめ多様で豊かな恵みの啓発や情報発信等の機会の創出を推進するとともに、市民が海に親しみやすい環境の整備を図る。

【施策の実施状況】

- 東京湾各地において、マリンレジャー普及を図るため、UMI協議会参加団体がボート試乗体験や釣り体験等のイベントを開催、出展した。
- 干潟・磯場実験施設「潮彩の渚」において、環境調査・自然体験活動を実施し、約4,370人が来場した（平成25～27年度）。
- 東京湾クリーンアップ大作戦等のイベントにおいて、清掃兼油回収船「べいくりん」や展示ブースにより、海洋環境整備事業のPR活動を実施した。
- 千葉県において、漁業者による住民、地域の小学校の教師及び児童を対象とした干潟の環境教育や漁業体験の支援や千葉県立中央博物館内での展示解説や講座、海岸での観察会等、様々なイベントを実施した。
- 魚食普及促進に向け、「新鮮！ちばの海の幸！水産物直売所マップ」などのパンフレット等の配布、ホームページ「千葉さかな倶楽部」の運営、千葉県産水産物の販売促進のための取組・PRイベント出展への支援を実施した。また、「千葉ブランド水産物」への認定に向けた取組への支援、認定後の認知度拡大のための取組への支援を実施した。
- 東京港お台場海浜公園において、東京都と小学校PTA、NPO、地元区が協働して、地元の小学校を対象としたのりづくり体験学習イベントを年3回開催した。
- 川崎港において、市民が地域の自然・生物と親しむ機会の創出や、より多くの人が港を訪れる機会を増やすとともに、川崎マリエンや東扇島西公園・東公園などの港湾施設の利用促進のため、川崎市による外国船見学会、水環境体験ツアー、多摩川河口干潟の生きもの観察会や各種団体等による夏休み川崎港見学会、夏休み海洋環境教室、川崎みなと祭り、水辺の楽校、のり作り体験教室を実施した。
- 「よこすか海の専門ガイド養成講座」の修了者により設立された「よこすか海のガ

イドクラブ」が、深浦湾において海の観察会（参加者65人）を実施した（平成26年～平成27年度）。

- 平成9年度より、「横須賀うみかぜカーニバル実行委員会（横須賀市・マリンスポーツ財団・マリスクラブ湘南の3者で組織）」が「横須賀うみかぜカーニバル」を開催し、マリンスポーツの体験乗船会等を実施した。

【実施状況の分析・評価】

- 東京湾各地において、自治体や漁業者等の多様な者との連携・協働による環境教育やイベント等が開催されており、市民が海の自然・生物と親しむ機会やより多くの人が港を訪れる機会の創出、環境、水産業の理解・増進、伝統文化の継承等が推進された。

【今後の取組について】

- 東京湾各地において、引き続き、環境学習や様々なイベント等を実施していく。
- 川崎港においては、港の魅力を高めるとともに、港湾労働者の就労環境等の充実を図るため、開放的な親水空間の創出や港湾緑地の整備に向けた取組を進める。

3. 東京湾のモニタリング

3-1. 東京湾環境一斉調査の実施

平成20年から実施している東京湾水質一斉調査については、継続して実施することとする。東京湾水質一斉調査は、海域ではDO、水温、塩分、透明度、陸域ではCOD、水温、河川流量を主な調査項目とし、必要に応じて調査項目を検討する。併せて実施している生物調査については、生態系の維持機構と変遷課程が評価できるものにするため、調査生物種、調査方法及び評価方法について検討を行う。

【施策の実施状況】

- 平成20年度に国及び八都县市等が連携して第1回東京湾水質一斉調査（平成25年度より「東京湾環境一斉調査（東京湾における流域及び海域の環境一斉調査）」に改称）を実施し、以降毎年度8月又は9月に特定の1日を設定のうえ水質調査を実施している。加えて、水質調査のみならず、環境啓発活動や生物調査も併せて実施している。
- 平成26年度からは東京湾再生官民連携フォーラムの東京湾環境モニタリングの推進プロジェクトチームとも連携のうえ実施している。
- 東京湾環境一斉調査参加者による「東京湾環境一斉調査ワークショップ」を平成22年度より継続して開催し、調査成果を「東京湾環境マップ」としてとりまとめ、東京湾環境一斉調査参加者等への配布、ホームページ(<http://www.ysk.nilim.go.jp/kakubu/engan/kaiyou/kenkyu/map.xml>)での公表を通じ、東京湾環境一斉調査の普及に取り組んでいる。また、年度ごとに水質調査、生物調査、環境啓発活動の実施結果をとりまとめた報告書をホームページ(http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TB_Renaissance/Monitoring/General_survey/index2016.htm)で公表している。
- 平成27年度には「東京湾再生のための行動計画（第二期）」の評価指標に併せて東京湾環境一斉調査の調査項目の見直しを実施した。結果、海域における調査項目を「水温、塩分、溶存酸素量（DO）、化学的酸素要求量（COD）、透明度」とし、陸域

における調査項目を「水温、化学的酸素要求量（COD）、流量、溶存酸素量（DO）、透視度」とした。

【実施状況の分析・評価】

- 東京湾環境一斉調査については、官だけでなく民間企業、研究機関、NGO等から多数の参加・協力を得ている。参加者（団体数）は平成25年度では160機関、平成26年度では155機関、平成27年度では112機関であった。荒天のため中止となった平成27年度を除けば150以上の機関からの参加を得ており、水質調査のイベントとして着実に定着しつつある。
- 毎年夏季の継続的な実施により、貧酸素水塊の水平・鉛直的な分布の把握が進み、調査結果の解析を通じて東京湾の汚染メカニズムの理解促進に寄与している。また、調査結果の報道発表も毎年確実に実施することで、国民への周知も進んでいる。
- 生物調査については、官のみならず民間企業、NGO等から毎年参加を得ており、報告書等を通じてその調査結果を確実に公表している。一方で、調査生物種、調査方法及び評価方法の検討には至っていない。

【今後の取組について】

- 関係機関と協同しつつ、今後も継続して東京湾環境一斉調査を実施する。また、東京湾環境一斉調査ワークショップも併せて継続実施する。
- 調査対象種や調査方法、評価方法といった共通ルールが設定されていない生物調査については、早急に検討を進める。
- 東京湾環境一斉調査の更なる普及のために、効果的なPR方法、より充実した調査内容等について検討する。

3-2. 国の機関における取組

定期的に船舶を使用した水質調査を実施するとともに、千葉灯標のモニタリングポストを継続運用し、ホームページなどを通じデータの提供を行う。また、人工衛星を利用した水質の監視を実施する。さらに、外部有識者で構成される東京湾モニタリング研究会が作成した「東京湾のモニタリングに対する政策助言」（平成20年3月）を踏まえ、今後、東京湾内の灯浮標等を活用したモニタリングポストの増設を検討する。（海上保安庁）

【施策の実施状況】

- 毎月1回、第三管区海上保安本部所属の測量船「はましお」により東京湾の水質（水温、塩分、DO、透明度）調査を実施している。得られたデータは第三管区海洋情報部のホームページ（http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/kaisyotokyo_kankyo/tokyo_menu.htm）にて公表している。
- 千葉灯標に設置されたモニタリングポストにより水質（水温、塩分、DO、濁度、クロロフィルa）を1時間おき水深1mごとに、海潮流（流向、流速）を1時間おき水深1mごとに、海上風（風向、風速）を15分おきに観測している。得られたデータは「東京湾リアルタイム水質データ」ホームページ（<http://www4.kaiho.mlit.go.jp/kaihoweb/index.jsp>）にてリアルタイムで公表している。
- 人工衛星TERRA・AQUAに搭載されたMODISを利用した赤潮等水質の監視を実施してい

る。人工衛星のデータを用いて作成された図は「地球観測衛星画像データ」ホームページ (<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/SAISEI2/index.html>) にて準リアルタイムで公表している。平成 27 年度には、利用者の利便性向上等を目的として、観測結果を公表するホームページの改修を実施している。

【実施状況の分析・評価】

- 船舶やモニタリングポストを使用した水質調査を確実に実施している。観測データは「東京湾リアルタイム水質データ」ホームページ等にて確実に公表している。「東京湾リアルタイム水質データ」ホームページは平成 27 年度には年間約 27 万件のアクセスがあり、東京湾奥部の海況をリアルタイムに把握するためのツールとして定着しつつある。加えて、ホームページからはダウンロードできない過去のデータについての提供依頼もあり（平成 27 年度で 7 件）、民間企業や研究機関等により様々な用途で活用されている。
- 人工衛星を用いた水質監視を確実に実施している。衛星データをもとに作成された図は「地球観測衛星画像データ」ホームページにて確実に公表している。「地球観測衛星画像データ」ホームページは平成 27 年度には約 1 万 7 千件のアクセスがあった。
- 東京湾内のモニタリングポストの増設については、継続して検討しているものの、増設には至っていない。

【今後の取組について】

- 今後も継続してモニタリングポストや船舶等による観測、人工衛星を利用した水質監視を実施する。
- インターネット等を活用したモニタリング結果のデータ提供を推進する。
- 東京湾内におけるモニタリングポストの増設については、今後も引き続き検討を進める。
- 海上保安庁海洋情報部で取得した観測データを大学等研究機関に提供し、それらのデータを用いて東京湾の汚染メカニズムの解明を図る等、「学との連携」の可能性を検討する。

東京湾内の4カ所に設置したモニタリングポストにおける気象、水質、流況の定点観測及び海洋レーダーによる東京湾内の表層流況の観測並びに湾口フェリー、清掃兼油回収船などの船舶を使用した水質調査を継続し、得られた観測データは、東京湾環境情報センターを通じて公表する。今後、施策に即した、効率的なモニタリングについて、引き続き検討を実施する。（国土交通省 関東地方整備局）

【施策の実施状況】

- 東京湾内の 4 カ所（千葉港波浪観測塔、千葉港口第 1 号灯標、川崎人工島及び浦安沖）に設置したモニタリングポストにおける水質（水温、塩分、濁度、クロロフィル a、DO、pH）、気象、流況の定点観測及び海洋レーダーによる東京湾内の表層流況の観測を実施している。得られた観測データは、東京湾環境情報センター (<http://www.tbeic.go.jp/>) を通じてリアルタイムで公表している。
- 国立研究開発法人港湾空港技術研究所において、富津（金谷）と横須賀（久里浜）を

結ぶ東京湾フェリーを活用し、東京湾口の流動及び水質観測（水温、塩分、クロロフィル a）を実施している。得られた観測データは当該研究所のホームページ（<http://www.pari.go.jp/>）で公表している。

- 清掃兼油回収船「べいくりん」において、海洋環境整備事業の一環として東京湾内 6 地点の水質調査（水温、水色、透明度、SS、濁度、DO、COD、T-N、T-P、クロロフィル a、塩分、pH）を月 1 回実施している。

【実施状況の分析・評価】

- 東京湾内の 4 か所に設置したモニタリングポスト及び海洋レーダーによる観測を確実に実施している。観測データは、東京湾環境情報センターを通じてリアルタイムで確実に公表している。
- 東京湾フェリーを活用した観測及び清掃兼油回収船「べいくりん」による調査を確実に実施している。東京湾フェリーを活用した観測データは、国立研究開発法人港湾空港技術研究所のホームページで公表されているが、清掃兼油回収船「べいくりん」による調査データについては公表に至っていない。
- 東京湾環境情報センターの平成 25 年度から平成 27 年度のアクセス数は、概ね年間約 190,000 件（1 日平均約 520 件）となっており、東京湾の海況をリアルタイムに把握するためのツールとして定着しつつある。

【今後の取組について】

- 今後も継続してモニタリングポストや船舶等による観測を実施する。
- インターネット等を活用したモニタリング結果のデータ提供を推進する。
- 現在公表されていない清掃兼油回収船「べいくりん」による観測データについては、東京湾環境情報センターでの公表を検討する。

東京湾西部沿岸域における貧酸素水塊の発生海域である京浜臨海部（多摩川河口から帷子川河口まで）の運河・水路部の浅場の複数地点において、魚類の採集調査と水質調査を、貧酸素水塊の発生前、発生時及び解消後にそれぞれ実施することにより、浅海域に生息する魚類の群集種変化と移動に貧酸素化が及ぼす影響を解明する。（水産庁）

【施策の実施状況】

- 平成 25 年度より「赤潮・貧酸素水塊対策推進事業」において独立行政法人水産総合研究センター（現国立研究開発法人水産研究・教育機構）、神奈川県水産技術センター、千葉県水産総合研究センター及び東京都島しょ農林水産総合センター（平成 25 年度から平成 26 年度のみの実施）が共同で上述施策も含めた以下の調査研究を実施している。
- 東京湾西部の沿岸浅所において干潟と浅場の海底環境を既存資料と現地確認により整理した上で、貧酸素水塊の発生域と非発生域における浅海域魚類の群集動態を比較検討する。併せて、貧酸素水塊の発生実態を調べることで、浅海域魚類の群集変化と移動に及ぼす貧酸素化の影響を解明する。
- マコガレイの稚魚と餌料調査を行い、産卵場環境調査に加えて重要底魚資源の卵及び稚魚期の餌料生物に及ぼす貧酸素水塊の影響を解明する。

- 東京湾北部の河口周辺の浅場において海底地形と底質の調査を行ったうえで、貧酸素水塊の発生前の平常時から発生時にかけてマハゼや二枚貝類の分布を調べ、貧酸素水塊が海底の生態系に及ぼす影響を解明する（平成 25～26 年度のみの実施）。

【実施状況の分析・評価】

- 東京湾西部の運河・水路部浅海域並びに横浜市野島海岸のアマモ場及び野島水路において水質調査と魚類採集調査をそれぞれ実施した。
- 室内実験により、マコガレイ産卵場は底泥直上 1 cm 以下では溶存酸素濃度が急激に低下すること、底泥面（0 cm）では溶存酸素濃度が 0 %になることが確認された。
- マコガレイ受精卵は溶存酸素濃度の低下に伴ってふ化率が低下し、溶存酸素濃度が 10 %以下になると正常にふ化しないことが示唆された。
- 11 月上旬以降、表層 DO は 4 mL/L 前後で推移しており、トリガイ幼生が表層浮遊中に貧酸素水塊の影響を受ける可能性は低いと示唆された。また、11 月中旬より前に沈降したトリガイ幼生は、貧酸素水塊の影響を受けると示唆された。
- 三枚洲では全硫化物量が低い浅場でアサリが多く、全硫化物量が高い深場では硫化物耐性の強いシズクガイ及びホンビノスガイの分布が確認された。
- お台場海浜公園では覆砂によって改善された浅場でアサリが多く、全硫化物量が高い深場の砂泥域では硫化物耐性の強いホンビノスガイの分布が確認された。
- 平成 28 年 2 月 18 日に東京湾再生官民連携フォーラムから東京湾再生推進会議に政策提案された「生き物生息場つくりに関する提案書」には本事業の研究成果が使用された。

【今後の取組について】

- 同事業において毎年貧酸素水塊が発生する状況の中で、魚介類及び餌料生物が生息できる環境要因及び沿岸浅場での貧酸素化に対する魚類の群集変化と移動を明らかにするとともに、浅場の形成による影響回避の可能性や貧酸素化の影響を軽減するための対策を検討する。具体的には、水産有用魚介類の資源増大手法、漁場環境改善手法、天然の浅場の改善手法、人工干潟・浅場の造成適地・構造等について関係機関への提案を進める。

公共用水域測定結果、水浴場水質測定結果等について、環境省ウェブサイト等を通じてデータ提供を行う。また、東京湾流域において発生する汚濁負荷量を把握するための発生負荷量等算定調査を、また東京湾の水質等を把握するための広域総合水質調査を継続して実施するとともに、その結果についてウェブサイトを通じてデータ提供を行う。（環境省水・大気環境局）

【施策の実施状況】

- 都道府県、水質汚濁防止法政令市及び国（国管理一級河川）が毎年度実施している水質の常時監視結果の報告を受け、データの集計・解析により全国的な水質の状況を把握し、ホームページ等で公表している。
- 都道府県等が毎年度実施している水浴場（開設前）水質測定結果をホームページ等で公表している。その際、環境省ウェブサイト（「公共用水域水質測定データ、水浴場

水質測定データ、全国水生生物調査等の水環境情報に関する総合的な情報サイト」。以下、「水環境総合情報サイト」と記載。)のURL(<https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/index.asp>)を記載し、その概要を紹介する等、アクセス増加に繋がる取組みを実施している。

- 水質総量削減による汚濁負荷量削減効果を把握するため、CODについては昭和53年度以降、窒素及びりんについては平成17年度以降発生負荷量等算定調査を毎年度実施している。
- 水質総量削減の指定水域の水質等を把握するため、昭和53年度以降毎年4回(春、夏、秋、冬)広域総合水質調査を実施している。調査結果は水環境総合情報サイトで公表している。

【実施状況の分析・評価】

- 水環境総合情報サイト等を用いた情報発信に積極的に取り組むことにより、我が国の水質状況把握、国民への周知に寄与しており、取得されたデータは広く活用されている。水環境総合情報サイトは、平成26年度には約120万件のアクセスがあった。
- 東京湾における広域総合水質調査は、環境省からの委託を受けた関係都県等により確実に実施されている。
- 発生負荷量等算定調査、広域総合水質調査及び公共用水域水質測定等の結果は、水質総量削減といった重要な施策の策定に活用されている。

【今後の取組について】

- 公共用水域水質測定データ等の公表、国民への情報発信ツール(水環境総合情報サイト等)の更新を継続して実施し、確実な情報提供を進める。
- 今後も継続して発生負荷量算定調査、広域総合水質調査等を実施する。

3-3. 地方自治体における取組

東京湾へ流入する河川について定期的に水質調査を実施する。(埼玉県)

【施策の実施状況】

- 水質汚濁防止法第16条の規定により埼玉県が作成した水質測定計画に基づき、東京湾に流入する河川の環境基準点22点、補助点11点において、月1回水質調査を実施している。
- 測定項目は、重金属やPCB等健康項目27項目、DOやCOD等生活環境項目12項目を含む全83項目である。
- 水質調査の結果は、「公共用水域及び地下水の水質測定結果」として年度ごとにとりまとめ、ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/koukyouyousuiiki.html>)にて公表している。

【実施状況の分析・評価】

- 水質調査を毎月確実に実施している。
- 「公共用水域及び地下水の水質測定結果」を年度ごとにとりまとめ、確実に公表している。

【今後の取組について】

- 今後も継続して水質調査を実施する。
- 調査結果を確実に公表することで、調査の実施・成果について住民及び関係機関に周知を図る。

水質測定計画に基づき、水質調査船を活用して東京湾の水質調査を実施するとともに、環境省広域総合水質調査業務の一環として、東京湾の水質及び底質調査等を実施する。さらに、年間を通して赤潮・青潮調査を実施する。三番瀬においては、三番瀬自然環境調査事業を実施する。（千葉県）

【施策の実施状況】

- 水質汚濁防止法第 16 条の規定により千葉県が策定した水質測定計画に基づき、東京湾内の環境基準点 20 点、補助点 8 点において、月 1 回あるいは隔月 1 回水質調査を実施している。加えて、同測定計画に基づき、環境基準点 3 点（平成 27 年度実績、年により測定地点は異なる。）において、年 1 回底質調査を実施している。
- 水質測定項目は、重金属や PCB 等健康項目 25 項目、DO や COD 等生活環境項目 10 項目を含む全 88 項目である。底質調査の測定項目は、乾燥減量、COD 等全 20 項目である。
- 年間を通して、東京湾の赤潮・青潮調査を実施している。赤潮の確認件数は、平成 25 年度 13 件（50 回出航）、平成 26 年度 14 件（35 回出航）、平成 27 年度 11 件（36 回出航）である。
- 三番瀬自然環境調査事業の一環として三番瀬及びその周辺において、毎月 2 回鳥類個体数調査を実施している。加えて、平成 26 年度には三番瀬海域内 8 点において、毎月 1 回稚魚生息状況調査を実施している。
- 水質調査の結果は、「公共用水域及び地下水の水質測定結果」として年度ごとにまとめホームページ (<https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/kasentou/koukyouyousui/>) にて公表しているほか、各種調査の速報値、データベース等を千葉県のホームページ (<http://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/kasentou/koukyouyousui/index.html>) で公表している。

【実施状況の分析・評価】

- 各種調査を毎月又は定期的に確実に実施している。
- 「公共用水域及び地下水の水質測定結果」等を年度ごとにとりまとめ、確実に公表している。

【今後の取組について】

- 今後も継続して各種調査を実施する。
- 調査結果を確実に公表することで、調査の実施・成果について住民及び関係機関に周知を図る。
- 平成 23 年度から平成 28 年度の三番瀬自然環境調査結果から、三番瀬の自然環境変化について総合的に整理する「三番瀬自然環境総合解析」を実施する。加えて、三番瀬

の生物とそれを取り巻く自然環境の変化の有無を確認するために、更なる調査を検討・実施する。

水質測定計画に基づき、内湾の環境基準点・補助点及び運河部で定期的に水質・底質の測定を行うほか、夏季を中心に赤潮の発生状況について調査を行う。
また、東京都の10箇年計画である「2020年の東京」に基づき、魚類、鳥類等の水生生物について調査を行う。調査の結果をホームページで公表し、データの提供を行う。（東京都）

【施策の実施状況】

- 水質汚濁防止法第16条の規定により東京都が作成した水質測定計画に基づき、東京湾内の環境基準点8点、補助点43点において、月1回（「お台場」以外の補助点では年2～6回）水質調査を実施している。また、これらの測点を補うため、別途19点（運河12点、その他7点）を設け、運河では月1回、その他の地点では年2回水質調査を実施している。加えて、同測定計画に基づき、東京湾内の環境基準点8点及び運河6点において、年1回底質調査を実施している。
- 水質調査の測定項目は、重金属やPCB等健康項目27項目、DOやCOD等生活環境項目11項目を含む全72項目である。底質調査の測定項目は、重金属やPCB等健康項目23項目である。
- 東京湾内の環境基準点8点において、4月から9月の期間に計17回赤潮調査を実施している。
- 水生生物調査として、以下の内容で各種調査を実施している。
 - ▶ 魚類調査：稚魚について東京湾内3点において年6回、成魚について東京湾内4点において年4回実施
 - ▶ 付着動物調査：東京湾内2点において年1回実施
 - ▶ 底生生物調査：東京湾内5点において年2回実施
 - ▶ 鳥類調査：東京湾内3点において年6回実施
- 水質調査の結果は、「公共用水域及び地下水の水質測定結果」として年度ごとにまとめホームページ（http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/water/tokyo_bay/measurements/index.html）にて公表しているほか、全ての調査結果は東京都環境局のホームページ（<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>）にて公表している。また、年度ごとの報告書のほか、各調査実施後1ヶ月を目処に速報値を公表している。

【実施状況の分析・評価】

- 各種調査を毎月又は定期的に確実に実施している。これらの調査の継続的な実施は、東京湾の水質や様相の変遷の把握に寄与している。
- 「公共用水域及び地下水の水質測定結果」等を年度ごとにとりまとめ、確実に公表している。調査結果の確実な公表により、「東京湾再生のための行動計画（第二期）」の評価等に活用されている。

【今後の取組について】

- 今後も継続して各種調査を実施する。
- 調査結果を確実に公表することで、調査の実施・成果について住民及び関係機関に周

知を図る。

水質汚濁防止法第16条の測定計画に基づく常時監視により東京湾の水質を把握するとともに、ホームページにおいて測定結果の公表を行う。また、調査船による定期的な監視及び漁業者等からの随時の情報収集により東京湾の赤潮発生状況を監視するほか、調査船が実施する水質調査により東京湾の溶存酸素の状況及び貧酸素水塊の発生状況をホームページにおいて発信する。（神奈川県）

【施策の実施状況】

- 水質汚濁防止法第16条の規定により神奈川県が作成した水質測定計画に基づき、東京湾内のCOD環境基準点4点、補助点1点、及び全窒素・全りん環境基準点5点において、月1回水質調査を実施している。
- 測定項目は、重金属やPCB等の健康項目25項目、DOやCOD等の生活環境項目10項目を含む全46項目である。
- 水質調査の結果は、「公共用水域及び地下水の水質測定結果」及び「神奈川県水質調査年表」等として年度ごとにまとめ、ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f41010/>) にて公表している。
- 漁業への影響の観点から、神奈川県水産技術センターにおいて調査船を用いた底層DO等の定期モニタリング（東京湾内27点、年24回）を実施している。また、漁業者からの情報提供に基づき赤潮発生状況の監視を実施している。
- DOや貧酸素水塊発生状況について、ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f430693/p550034.html>) にて公表している。

【実施状況の分析・評価】

- 各種調査を毎月又は定期的に確実に実施している。
- 「公共用水域及び地下水の水質測定結果」及び「神奈川県水質調査年表」を年度ごとにとりまとめ、確実に公表している。測定結果の情報発信に積極的に取り組むことにより、関係者による取得データの活用や東京湾の水質状況の把握等に寄与している。
- 水質調査の結果は「東京湾総量削減計画」等の策定に活用されている。

【今後の取組について】

- 今後も継続して水質調査や定期モニタリング、赤潮の監視等を実施する。
- 調査結果を確実に公表することで、調査の実施・成果について住民及び関係機関に周知を図る。

定期的に東京湾内での水質調査や底質調査等を実施し、それらの結果について適宜、東京湾再生会議をはじめとする国や近隣自治体との広域連携の場を通じて情報共有化を図る。（横浜市）

【施策の実施状況】

- 水質汚濁防止法第16条の規定により神奈川県が作成した水質測定計画に基づき、東京湾内の環境基準点6点、補助点1点において、月1回水質調査を実施している。
- 測定項目は、海域においては重金属やPCB等健康項目25項目、DOやCOD等生

活環境項目 10 項目を含む全 46 項目である。

- 水質調査の結果は、「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」として年度ごとにまとめ、横浜市内の図書館に配架しているほか、ホームページ (<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/kanshi/reports/>) にて公表している。また、毎月の速報値はホームページ (<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/kanshi/#W-HOT>) にて公表している。
- 本牧ふ頭基部に自動測定局を設置し、昭和 50 年以降水温やCOD等 7 項目について連続測定を実施している。
- 自動測定局における水質調査の結果は、「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」として年度ごとにまとめ、横浜市内の図書館に配架しているほか、ホームページ (<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/kanshi/reports/>) にて公表している。
- 底質調査は水質調査と同じ東京湾内 7 地点において、夏期・冬期の各 1 回、粒度分布、COD、全硫化物等の測定を平成 19 年度（1 地点は平成 20 年度）より継続して実施している。また、底層水の溶存酸素量については概ね昭和 50 年度から、底生生物については平成 20 年度から継続して調査を実施している。
- 底質調査により得られたデータは、同様の調査を実施している九都県市の他自治体のデータと併せて報告書にまとめ、ホームページ (<http://www.tokenshi-kankyo.jp/water/survey1.html>) にて公表している。

【実施状況の分析・評価】

- 各種調査を毎月又は毎年同時期に確実に実施している。これらの調査の継続的な実施は、東京湾の水質や様相の変遷の把握に寄与している。
- 「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」等を年度ごとにとりまとめ、確実に公表している。調査結果の確実な公表により、「東京湾再生のための行動計画（第二期）」の策定等、各施策への活用が進んでいるものの、より一層の周知を図る必要がある。

【今後の取組について】

- 関係機関と連携しつつ、今後も継続して各種調査を実施する。
- 「東京湾再生のための行動計画（第二期）」の中間評価等にデータを提供することで、調査の実施・成果について住民及び関係機関に周知を図る。効果的な情報共有・公表方法については引き続き検討を進める。

水質モニタリング調査については、測定計画等に基づき、川崎港沖合部・運河部においてのモニタリングを実施し、ホームページ等を通じてデータの提供を行う。また水生生物や底生生物についても継続的に調査を実施する。さらに平成24年10月に新たに策定した「川崎市水環境保全計画」の考え方にある、水環境の4つの構成要素（水量、水質、水生生物、水辺地）を視野に入れ、今後も水質監視体制の充実及び水生生物等の定期調査の充実を図る。（川崎市）

【施策の実施状況】

- 水質汚濁防止法第 16 条の規定により神奈川県が作成した水質測定計画に基づき、東京湾内の環境基準点 6 点において、月 1 回水質調査を実施している。
- 測定項目は、重金属や PCB 等健康項目 25 項目、DO や COD 等生活環境項目 10 項目を含む全 75 項目である。
- 東京湾内の 6 点（毎年 2 点を 3 年間のローリング調査により実施）において、年 2 回、12 項目の底質調査と底生生物調査を実施している。
- 東京湾内の 4 点において、年 1 回、魚類等の生息状況の調査を実施している。
- 水質調査の結果は、「水質年報」として年度ごとにまとめホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-5-7-0-0-0-0-0-0-0.html>) にて公表している。また、生物調査等の結果については、ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-5-1-1-0-0-0-0-0-0.html>) にて公表している。

【実施状況の分析・評価】

- 水質調査、生物調査等を毎月又は毎年同時期に確実に実施している。これらの調査の継続的な実施は、東京湾における水環境の把握に寄与している。
- 「水質年報」等を年度ごとにとりまとめ、確実に公表している。

【今後の取組について】

- 今後も継続して各種調査を実施し、東京湾における水環境の保全に努める。
- 調査結果を確実に公表することで、調査の実施・成果について住民及び関係機関に周知を図る。

3地点の環境補助点のほかに幕張の浜地先に調査地点を設置し、水質調査を実施するとともに、ホームページ等を通じデータの提供を行う。（千葉市）

【施策の実施状況】

- 水質汚濁防止法第 16 条の規定により千葉県が作成した水質測定計画に基づき、東京湾内の環境基準補助点 3 点において、月 1 回水質調査を実施している。また、これらの測点を補うため、千葉市独自で別途補足地点 1 点を設け、月 1 回水質調査を実施している。
- 測定項目は、重金属や PCB 等健康項目 25 項目、DO や COD 等生活環境項目 10 項目を含む全 79 項目である。
- 水質調査の結果は、「公共用水域水質調査結果」として年度ごとにまとめホームページ (http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/water_tyousa_kekka.html) にて公表しているほか、「千葉市環境白書」(<http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/somu/hakusyo.html>) にも掲載している。

【実施状況の分析・評価】

- 水質調査を毎月確実に実施している。
- 水質調査の結果は、「千葉市環境基本計画」や「千葉市水環境保全計画」の策定・評価に活用されている。
- 「公共用水域水質結果」を年度ごとにとりまとめ、確実に公表している。

【今後の取組について】

- 今後も継続して水質調査を実施する。
- 調査結果を確実に公表することで、調査の実施・成果について住民及び関係機関に周知を図る。

引き続き、市内を流れる河川の水質調査を実施するとともに、規制対象事業場への監視・指導を行う。（さいたま市）

【施策の実施状況】

- 水質汚濁防止法第 16 条の規定により埼玉県が作成した水質測定計画に基づき、東京湾に流入する河川の環境基準点 3 点、補助点 4 点において、月 1 回水質調査を実施している。また、これらの測点を補うため、さいたま市独自で別途補足地点 16 点（7 河川）を設け、月 1 回水質調査を実施している。
- 測定項目は、重金属や PCB 等健康項目 27 項目、DO や COD 等生活環境項目 12 項目を含む全 89 項目である。
- 水質調査の結果は、「さいたま市の環境」として年度ごとにまとめているほか、ホームページ (<http://www.city.saitama.jp/001/009/008/p009821.html>) にて公表している。
- 水質汚濁防止法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、規制対象事業場への立入検査を実施している（平成 25 年度 235 回、平成 26 年度 212 回、平成 27 年度 209 回）。規制対象事業場への立入検査の結果、平成 25 年度は 22 件、平成 26 年度は 13 件、平成 27 年度は 24 件の排水基準超過の事業場があり、これらの事業場に対する改善指導を実施している。

【実施状況の分析・評価】

- 水質調査を毎月確実に実施している。
- 「さいたま市の環境」を年度ごとにとりまとめ、確実に公表している。
- 規制事業場への立入検査を確実に実施し、排水基準超過事業場に対しても適切に指導を実施している。

【今後の取組について】

- 今後も継続して水質調査を実施する。
- 調査結果を確実に公表することで、調査の実施・成果について住民及び関係機関に周知を図る。
- 規制対象事業場への立入検査を継続して実施する。さらに、排水基準超過の事業場に対して適切な改善指導を行い、排水基準超過事業場数の減少に努める。

4. アピールポイントにおける取組

「東京湾再生のための行動計画（第一期）」と同じく、行動計画（第二期）においても、いなげの浜～幕張の浜周辺、三番瀬周辺、葛西海浜公園周辺、お台場周辺、多摩川河口周辺、みなとみらい 21 周辺、海の公園・八景島周辺の 7 つのアピールポイントを設定した。

各アピールポイントにおける、行動計画（第二期）策定当時の実施予定施策、平成 25 年度から平成 27 年度の施策の実施状況、施策の実施状況の分析・評価、今後の取組等についてまとめた結果を別表 2 に示す。

行動計画（第二期）策定当時に実施を予定していた施策については、ほぼ着実に実施されている。加えて、三番瀬②、葛西海浜公園周辺①②③④、お台場周辺②③④⑤、多摩川河口周辺②④、みなとみらい 21 周辺②③⑤、海の公園・八景島周辺⑤の各目標については、行動計画（第二期）策定当時は予定されていなかったものの、平成 25 年度から平成 27 年度までの間に多くの取組がなされた。特に、葛西海浜公園周辺に関しては、海水浴体験や生物調査、各種市民体験型イベント、段階的な高度処理の導入等、お台場周辺に関しては、生物調査や海辺の空間を利用したスポーツ大会、浚渫や高度処理の実施、市民参加の清掃活動等、多岐にわたる取組が実施されている。今後もこれらの取組を継続して実施していくとともに、これまで該当する取組が行われていない、かつ今後も予定されていない目標（別表 2 の「施策の実施状況（H25d～H27d）」および「今後の取組（H28d 以降）」欄が空白となっているもの）については、行政機関のみならず多様な主体と連携・協働し、新たな取組を模索していく。

5. 官民連携の推進

「東京湾再生のための行動計画（第二期）」では、多様な関係者の参画による議論や行動の活発化を図るため、多様な主体で構成される「東京湾再生官民連携フォーラム」の設置検討が盛り込まれた。これを受け、平成 25 年 11 月に「東京湾再生官民連携フォーラム（以下、フォーラムという。）」が設置され、その下には特定の問題について検討するための 5 つの PT（プロジェクトチーム）が組織された。企業、NPO、研究者、官公庁といった多様な主体により構成されるフォーラムは、東京湾再生に係る課題や科学的知見等の共有、東京湾再生に取り組む多様な主体によるネットワークの構築、東京湾再生推進会議への政策提案等を活動に掲げ、設立以降多岐にわたる分野で取組を進めている。以下に、フォーラムにおける主な取組をあげる。

（1）東京湾再生のための行動計画（第二期）の新たな指標に関する提案

フォーラム設立以降、「『東京湾再生のための行動計画』の指標検討 PT」（現在の指標活用 PT）を中心に、新たな評価指標の検討が進められた。行動計画（第一期）においては、指標が「底層の溶存酸素量（DO）」のみであったため評価できない各種事業や NPO 活動等が多くあり、きめ細やかな評価指標の設定が必要であるという課題を踏まえ、より多くの多様な主体を東京湾再生に惹きつけるべく、わかりやすく多様な評価指標の策定を目標に検討が続けられ、とりまとめられた提案書は平成 26 年 11 月東京湾再生推進会議へ提出された。

提案された評価指標は、行動計画（第二期）の全体目標の要素に沿って、計 28 項目の多岐にわたるものであった。陸域における取組を評価するための「1 人当たりの流入負荷量」、「下水処理施設の放流水質」、海域における取組を評価するための「生物生息場の面積・箇所数」、「生物共生型港湾構造物の延長」、東京湾の水質環境を評価するための「透明度」や「DO 濃度（底層）」といった指標のみならず、「水遊びイベント・環境学習イベント等の参加者数」や「江戸前の地魚・魚介類の販売箇所数・イベント数」といった東京湾再生に係る様々な活動を適切に評価するための指標が盛り込まれている。

東京湾再生推進会議では提案内容をもとに検討を進め、平成 27 年 5 月、提案された指標を全て採用する形で評価指標を策定した。また、指標の評価においては、これまで行政機関が関連データを所有しておらず把握が難しいデータの収集も必要となることから、登録制度の運用を含めたそれらのデータの収集、行政機関が新たに収集を検討するデータが提案の趣旨に合致しているかの適合性及び収集したデータの分析や解釈等について、フォーラムと連携することとした。このため、本中間評価においても、評価の進め方や各指標の評価等について、フォーラムの「指標活用 PT」の協力を得て進めたところである。

指標の詳細及び各指標の評価については「IV 6. 指標の評価」及び「付録 指標に対する中間評価」で述べる。

(2) 生き物生息場づくりに関する提案

フォーラムの「生き物生息場づくり PT」を中心に、東京湾における生き物の生息場づくりについて議論が重ねられた。「東京湾再生のための行動計画（第二期）」に示された理念と全体目標である『江戸前』をはじめ多くの生物が生息する東京湾の創出を踏まえ、10 年スケールで官民が連携して取り組むべき生息場づくりの基本的な考え方と進め方についてまとめられ、本提案書は平成 28 年 2 月東京湾再生推進会議へ提出された。

本提案では、「生き物生息場づくりの基本的な考え方と進め方についての提案」と「東京湾北部沿岸におけるマコガレイ産卵場の底質改善の提案について」の二部構成となっている。前段では、生き物生息場づくりを進める上で必要な関係者の合意形成、モニタリング体制の重要性、プロジェクトの結果公表等について基本的な考え方が示されている。後段では、具体的な生き物生息場づくりの事例として、東京湾北部沿岸におけるマコガレイの生息場・産卵場づくりが提案されている。主に東京湾の北部沿岸において産卵するマコガレイは、産卵に際して砂質の浅場を必要とする。しかしながら、泥質（ヘドロ）堆積物で覆われている東京湾の北部においては、マコガレイの孵化率が低下し、ひいては資源量の減少につながっていると考えられていることから、覆砂、盛土といった具体的な浅場造成の手段を挙げて生き物生息場の創出の提案がなされている。

東京湾再生推進会議では、本提案に関して、生き物生息場づくり PT と国土交通省、水産庁等が連携して検討を進めていく予定である。

(3) 東京湾大感謝祭

東京湾再生推進会議の後援に加わり、東京湾沿岸に住む市民や企業、団体と国や自治体がともに、海の再生を考え、行動するきっかけを提供する場として、平成 25 年 11 月に東京湾大感謝祭がお台場で初めて開催された。平成 26 年から毎年 10 月に横浜赤レンガ倉庫周辺で開催されている。

東京湾再生推進会議の構成機関や、NPO、漁業関係者、江戸前料理店、つり関連団体、水族館、博物館、水産試験場、建設会社、クルーズ船会社など多種多様な関係団体が参加し、東京湾の再生に関する各種展示のほか、近隣停泊船舶等による汽笛の一斉吹鳴、ヨット等の乗船体験、親子ハゼ釣り教室、SUP レースなど海に関連した多数のイベントが実施された。

また、年々、来場者数も増加しており、平成 27 年には 88,000 人もの来場があり、多くの人が東京湾を身近に感じることができているイベントとなっている。

今後も、来場者や参加者が東京湾の再生についてさらに考え、行動していくよう、官民が連携して活動の輪を広げていくことが重要である。

(4) 東京湾環境一斉調査とワークショップ

東京湾再生推進会議では、フォーラムの設立以降、「東京湾環境モニタリングの推進PT」と協働して、東京湾環境一斉調査及び一斉調査の結果のとりまとめ方等について調査参加者と意見を交わすワークショップを開催している。また、ワークショップの成果として、「東京湾環境マップ」を毎年発行している。これらの取組により、これまで行政機関や研究機関が中心であったモニタリングは、近年着実に市民へと浸透しつつある。市民団体等、東京湾の環境再生に取組む組織（民）と連携してモニタリングを推進していくことは、行政機関だけではカバーできない広範囲において貴重なデータの蓄積をもたらすとともに、行政機関単独での実施に比べ、より多様な主体の興味・関心を東京湾へ向けることが可能となることから、今後も引き続き、官と民とが連携したモニタリングの推進が重要である。

6. 指標の評価

「IV 5. 官民連携の推進」で述べたとおり、フォーラムからの提案をもとに、「東京湾再生のための行動計画（第二期）」の28項目の評価指標を策定している。

各指標について評価するにあたり、陸域、海域及びモニタリングの各分科会において関連データの収集を行った。一部指標については、指標を直接説明しうるデータが収集できなかったことから、代替指標を設定したうえでデータを収集している。データ収集後、平成25年度から平成27年度までの3年間について、指標ごとに設定された目標を達成しているかの分析・評価を行った。各指標ごとの詳細な分析・評価は「付録 指標に対する中間評価」に示すとおりである。

一方で、これまで行政機関が関連データを所有しておらず、把握が困難な指標の一部については、フォーラムの「指標活用PT」、「江戸前ブランド推進PT」にデータの収集・評価の協力得て、「付録 指標に対する中間評価」にあわせてとりまとめた。指標活用PT等によりとりまとめられた指標は以下に示すとおりである。

- 「指標活用PT」「江戸前ブランド推進PT」により評価が行われた指標
 - ・ A-5 海のゴミの量（市民・NPO等による実施分）
 - ・ A-6 水遊び空間における水難事故防止のための監視・パトロール活動回数
 - ・ A-8 水遊びイベント・環境学習、イベント等の参加者数
 - ・ B-2 藻場の箇所数
 - ・ B-7 江戸前の地魚・魚介類の販売箇所数、イベント数
 - ・ D-4 多様な主体による環境保全・再生の取組等の情報発信
 - ・ D-5 科学論文・報告書の数
 - ・ D-7 東京湾の環境に対して取組を行っている企業・団体の数

なお、今回の中間評価において、該当するデータが収集できなかった、あるいは収集されたデータがごく限定的であり、現状の把握にも至らなかった指標は以下に示すとおりである。

○ 今回の中間評価において現状の把握に至らなかった指標

- ・C-2 海が見える視点場
- ・C-3 水辺のイベントの開催回数
- ・C-4 水上バス、屋形船、レストラン船の利用者数

上記3指標を除く25項目の指標をみると、着実に短期目標が達成されたと評価される指標は6項目^{※1}、一部又は概ね達成されたと評価する指標は3項目^{※2}であった。着実に達成している指標がある一方で、短期目標を達成していないと評価された指標は11項目^{※3}あり、5項目^{※4}は平成27年度単年のデータしか得られなかったため、現状の把握はできたものの、目標の評価には至らなかった。

「IV 5. 官民連携の取組」でも述べたとおり、行動計画（第二期）の評価指標は多岐にわたり、東京湾再生推進会議に参画していない行政機関等がこれらのデータを所有している可能性もある。策定された指標を適切かつ継続的に評価していくためには、データ収集方法をはじめとする指標の評価体制について、今後検討していく必要がある。

また、今回の中間評価では平成25年度から平成27年度までの実施状況を評価したのみであることから、引き続き各指標のデータの把握に努め、長期的な傾向を評価する必要がある。その際には、多岐にわたる指標を適切に評価すべく、特に、これまで行政機関だけでは関連するデータを所有しておらず、把握が難しい指標の評価については、データの収集・分析やその解釈についてフォーラムへ助言を依頼する等、フォーラムとの連携を深めながら検討を進めていく。

※1: A-3, B-1, D-1, D-3, D-4, D-6

※2: A-1, A-2, A-5

※3: A-4, A-7, A-9, B-3, B-4, B-5, B-6, B-8, C-1, D-2, D-5

※4: A-6, A-8, B-2, B-7, D-7

V 東京湾再生のための取組に関する外部意見

Ⅶ まとめ

「東京湾再生のための行動計画（第二期）」の策定から3年が経過したことから、「東京湾再生のための行動計画（第二期）」に基づく施策について、平成25年度から平成27年度までの3年間の取組状況とその分析・評価、今後の取組方針をとりまとめた。また、平成27年5月に策定した「東京湾再生のための行動計画（第二期）」の評価指標に基づき、各指標の分析、目標達成状況の評価を実施した。

陸域負荷削減対策については、水質総量削減計画の実施、汚水処理施設の整備、下水道等の高度処理の推進、合流式下水道の改善、河川の浄化対策、貯留・浸透施設の設置、森林の整備・保全等、総合的な取組が実施されている。さらに、平成31年度を目標年度とする第8次水質総量削減計画の策定に向けた取組等も進められているところである。現時点において、行動計画に位置づけられた取組に加え、新たな取組も着実に実施されており、今後も、これまでの取組を継続し、総合的な汚濁負荷削減対策を推進することで水環境の改善に取り組んでいく。

海域における環境改善対策については、覆砂、深掘り跡の埋め戻し、底泥等の除去、清掃船等による浮遊ゴミ等の回収、官民による藻場・浅場等の保全・造成、生物共生型港湾構造物の整備の推進に向けた取組等を着実に実施している。また、地球温暖化対策の観点から、ブルーカーボンの調査研究、イベントの実施や港湾における洋上風力発電施設の円滑な導入に向けた取組も進められている。さらに東京湾沿岸各地において、多様な主体との連携・協働による環境教育や体験学習等が数多く開催されており、市民が海の自然・生物と親しむ機会の創出や、東京湾の再生に関する啓発活動が着実に実施されている。現時点において、行動計画に位置づけられている施策は着実に取組を進めており、今後も多様な主体と連携しながら各取組をさらに推進し、海域環境の改善に取り組んでいく。

東京湾のモニタリングについては、行動計画に位置づけられている水質汚濁防止法に基づく水質の常時監視、船舶やモニタリングポストを用いた水質調査、観測データや調査結果の公表等、着実に実施されている。平成20年度より開始された「東京湾環境一斉調査」も毎年実施されており、約150もの機関が参加することで東京湾の水環境へ市民の興味・関心を向ける重要な機会を提供している。一方で、更なるモニタリング体制の強化、調査における一般市民との更なる連携、「東京湾環境一斉調査」のうちの生物調査の充実、調査結果の効果的なアピール方法の検討等の課題もある。これらの課題に取り組みつつ、また各種調査結果を今後も確実に公表していくことで、行動計画に謳われているとおり、更なる東京湾のモニタリングの充実に向けて取り組んでいく。

各アピールポイントにおける取組は、行動計画（第二期）策定当時に予定されていた各施策を着実に実施できているほか、策定当時には予定されていなかった多様な取組を実施した。今後もこれらの取組を推進していくとともに、いまだ取組がなされていない各目標要素に対しては関連する取組の実施を検討し、目標の達成に向けて取り組んでいく。加えて、一般市民にアピールポイントにおける環境の改善をより実感してもらうためにも、アピールポイントに関する各取組について積極的な情報発信に取り組んでいく。

行動計画（第二期）より採用している 28 項目の指標については、目標を着実に達成している指標がある一方で、約半数の指標においては、平成 25 年度から 27 年度の 3 年間では達成していなかった。加えて、現在の東京湾再生推進会議の体制下においてはデータが収集できず、評価に至らなかった指標もあった。今後、データ収集を含めた評価体制の構築を含め、東京湾再生官民連携フォーラムや市民団体、研究機関等、多様な主体と連携・協働しながら本行動計画の評価・フォローアップを実施する必要がある。

「東京湾再生のための行動計画（第二期）」が策定され 3 年が経過した現在、多くの施策が着実に実施されており、指標の評価において示されたとおり、一定の改善が見られている。しかし、東京湾全体の水質改善に向けては目標の達成に至っておらず、多くの生物の生息には厳しい状況にあるといえる。東京湾の再生は長期的な展望が不可欠であることを念頭に、今後も各主体が連携し、着実な取組を進めていく必要がある。